

# 東播磨港臨港地区の見直しのお知らせ

～ 平成23年3月29日から東播磨港臨港地区が広がります ～

港湾は、船舶の係留や航行に利用する水域と、その水域に接して貨物の取扱いや生産活動等の港湾活動が行われる陸域とが一体となっはじめてその機能が十分に発揮されます。

そこで、このような陸域を都市計画法に基づき「臨港地区」として指定し、港湾管理者が一定の規制を行うことによって、港湾の諸活動の円滑化を図り、港湾機能の確保ができるようにしています。

兵庫県では、昭和39年以降、臨港地区の指定を行ってきましたが、このたび、整備が完了した港湾施設の適正な管理運営を図るため、東播磨港臨港地区の見直しを行いました。

## 東播磨港臨港地区

1. 東二見地区
2. 二見ポートパーク地区
3. 播磨新島地区
4. 高砂海浜公園地区
5. 高砂本港地区
6. 高砂西港地区
7. あらい浜風公園地区
8. 伊保地区
9. 曾根地区

## 臨港地区とは・・・

都市計画法第8条で規定された地域地区のひとつ。風致地区などと同様に、工業地区といった用途地域に重複して指定するものです。

**臨港地区が指定されると・・・港湾法第38条の2の規定により以下の行為には、工事の開始の日の60日前までに届出が必要となります。**

1. 水域施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良
2. 廃棄物処理施設の建設又は改良
3. 工場又は事業場の新設又は増設(床面積の合計2,500㎡以上又は敷地面積5,000㎡以上が対象)
4. 危険物取扱施設の建設又は改良
5. 揚水施設の建設又は改良

なお、その届出内容が港湾計画に照らして適切でない場合や港湾の利用・保全に著しく支障がある場合には、計画を変更していただくことがあります。

\* 届出先 兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所管理第2課

TEL 079-421-9621, 9375, 9359 (直通)